

週刊 タバコの正体

毎年、死者600万人をだす原因となるタバコを減らし無くす事は世界の課題です。そのために、WHO(世界保健機関)は『タバコ規制枠組み条約』(FCTC)という国際条約を作り、日本を含む180カ国がタバコを減らす対策を約束している事を紹介しましたね。

ところが、まだ日本はこの約束をきちんと果たせていません。世界の主要先進諸国には「受動喫煙防止法」などの法律ができていのに、どうして日本には制定されていないのでしょうか。

これには、日本だけのちょっと特別な事情が関係しています。その事情とは「たばこ事業法」という法律が存在している事で、その条文は以下のとおりです。

たばこ事業法 第1条

この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

「タバコを売って財政を安定させる」ための法律です。この法律は財務省の管轄なので、タバコの有害性や国民の健康については全くと言って良いほど触れられていません。つまり「経済優先」の法律で、タバコを減らすのには反対の立場なのです。

「たばこ事業法」は、今から32年前の昭和59年に制定されています。その頃、成年男性の喫煙率はなんと65.5%もありました。現在の喫煙率は30.3%¹なので、かなりタバコが売れていた事がわかります。それに当時、国民の多くはタバコの有害性について詳しく知りませんでした。そんな背景もあって「経済優先」の法律ができたのでしょ。

でも、その後タバコを取り巻く環境や情勢は大きく変わりました。世界中で「タバコを減らそう」としている現在、人々の健康を無視し「タバコを売って財政を安定させる」経済優先の法律のもとにタバコが販売されているのは、時代遅れのように思えます。

タバコを売ることよりも、タバコを減らし人々の健康を優先する社会になって欲しいと願うのは多くの人達の思いだと思います。

産業デザイン科 奥田 恭久